しんくみ 森組
まつもと広域
第21号

発行
平成30年12月7日
松本広域森林組合
〒399-8102
長野県安曇野市
三郷温4000番地
0263-77-2413
http://www.matsumoto-forest.jp

県産材を使った
丸太・杭
各種サイズ販売中!
筑北加工場
0263-64-3300まで
JForest

第3四半期現地監査を行いました!!

本年度下期の監事による現地監査を11月15日に松本支所管内事業地において実施しました。

実施地につきましては、松本支所取扱事業地一覧から、松本市岡田地区の更新伐、間伐作業道開設実施を、補助申請を行った事業地。現在、施業を実施している松本市三才山地区の搬出間伐、作業道開設事業地の2カ所を選定し実施しました。

更新伐事業地においては、申請内容と更新状況が適正であるか、搬出間伐事業地においては、安全に適正な作業がされているかを確認しました。

確認をされた監事からは、冬季作業においては、さらに安全作業の徹底をするよう指示を頂きました。

また、同様の現地監査を上期においては、あづみ支所管内において実施しています。

組合からのお知らせ

日頃より組合運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

総務課より

◎名義変更について

お届けいたしました広報の帯封のご住所・お名前は、11月15日時点登録されている組合員情報を基に作成しています。ご住所・お名前等に変更のある方は、総務課までご連絡をお願いいたします。

総務課☎0263（77）2413

◎今後の会議の予定

・地区懇談会　2月中旬以降

・総代会　4月中旬

日程の詳細につきましては、決定次第ご通知差し上げます。

購買係より

平成31年度種駒・造林苗木申込書を同封いたしました。内容は例年通り森産業の種駒をはじめとした種駒と原木、山行苗木の注文になりますが、昨年テレビ等で取り上げられ、問い合わせがありましたアラゲキクラゲ（キクラゲ）、また、時々希望注文のあるムキタケの注文を掲載しました。**この2種に限り受注生産のため、通常のものより1カ月早めの注文締め切りになっております。どちらも1000駒入です。**興味のある方はぜひこの機会に植菌してみてはいかがでしょうか？

購買係☎0263（64）3300

第1017回 記念市況表

（平成30年11月19日実施）

長野県森林組合連合会　中信木材センター
Tel0263-77-2347　Fax 77-2349

JForest

○強気配　ー保合　△弱気配

樹種	長さ(m)	規格	末口(cm)	安値(円/㎥)	高値(円/㎥)	中値(円/㎥)	気配	備考
すぎ	3.0	直	16～18	2,500	11,000	9,000	-	3.0m×16～22cm枝取り引合いあり歓迎。20cm上は4.0m歓迎してください。
	4.0	直	30～48	2,500	13,000	10,000	-	
	4.0	元	34～54	7,000	20,000	12,000	-	
ひのき	3.0	直	20上	7,000	18,000	13,000	-	良材に高値。
	4.0	直	18～28	7,000	19,000	14,000	○	
	4.0	元	30～50	7,000	220,000	20,000	○	
	2.0	込	16～42	2,500	50,000	16,000	○	
からまつ	4.0	込	6～13	2,500	12,000	8,000	-	材不足しています。梱包5cm～13cm引合い強し。ご出品お願いいたします。
		直	14～18	2,500	13,000	10,000	-	
		直	20上	2,500	15,000	12,000	-	
		曲	14～18	2,500	6,000	5,000	-	
		曲	20～40	2,500	13,000	7,000	-	
あかまつ	4.0	込	26～40	2,500	12,000	6,000	-	40cm上材に高値。
	5.0～7.0	込	40～60	2,500	140,000	14,000	○	
カラマツ	4.0～5.0	込	30～86	2,500	95,000	15,000	○	今後も需要見込めますのでご出品下さい。
ヒバ	2.0～4.0	込	18～38	2,500	150,000	26,000	○	
くるまじいたい	4.0～5.0	込	20～34	2,500	40,000	29,000	○	
	3.0～4.0	一本売り	18～24	1,000	100,000	20,000	○	
ぶな	3.0	込	46	一本売り	100,000		○	
ケヤキ	2.0～4.0	込	26～40	2,500	50,000	15,000	○	

出品量 5,110㎥　販売量 4,954㎥　落札率 97％　買い方 42社

記念市開催あたって、皆様より多量のご出品をいただき心より御礼感謝申し上げます。おかげさまで、にぎやかで活気あるお売りとなりました。又、応札も活発でヒノキ・広葉樹大径材を中心に高値で落札いたしました。
尚、当連合会は合法木材に取り組んでおります。
合法木材供給事業者の認定を取得し、出荷時には合法的に伐採された木材であることのコメント合法木材認定番号が記載された納品書の提出をお願いします。

次回納市12月12日(水)　森林組合がよりよい社会を築きます

中信木材センターだより

新年初市1月10日(木)

平成30年も残すところあと1カ月となりました。松本広域森林組合の皆様には、今年も材の出荷で市を盛り上げて頂きありがとうございました。

また恒例になりました森の恵みふれあい祭りにおきましても、年齢層様々たくさんの方に足をお運びいただきましたこと、この場を借りて御礼申し上げます。次年度も市売り、イベント等、共に地域林業を盛り上げていけるよう、お力添えの程、よろしくお願い致します。

来る年の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

中信木材センター所長　青柳良宏

森の恵みふれあい祭り「ひのきボールプール」

・・・編集後記・・・

今年10月中村前組合長が急逝されました。訃報の記事にもありますが、生前は本当に職員一人一人にお声かけいただくお心遣いを頂きました。昨年のちょうど今頃、広報10周年記念号を発行した直後の事、「いい10周年記念号ができたな。ありがとう。」とわざわざお電話をいただいたことを昨日のことのように思い出します。改めて、中村前組合長のご冥福をお祈りいたします。

いよいよ来年は平成が終わり新元号に！組合も10年の節目を越えて2年目のスタートです。また新たな気持ちで、中村前組合長曰く『元気な林業』で頑張りましょう！

組合長に吉田満男理事就任
副組合長には永田公由理事

平成30年7月3日、中村善行前組合長より体調を理由に「退任届」の提出がありました。これを受けて7月24日に理事会を開催し、代表理事組合長に吉田満男副組合長理事、副組合長に永田公由理事が選任されました。

就任日は、平成30年8月1日、任期は、2020年総代会開催日までの1年6カ月になります。

代表理事組合長
吉田　満男

新組合長　挨拶

寒さが身に染みる季節となりましたが、組合員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素、組合発展の為、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年7月24日に開催されました理事会におきまして、代表理事組合長に選任され、8月より就任いたしました。ここに謹んでご報告させて頂きます。中村善行代表理事組合長の退任の申し出により、任期半ばではありますが、退任となり、先日、急逝されご葬儀が執り行われました。謹んで弔辞をささげて参りました。

長期にわたり当森林組合の為にご尽力され大変ご苦労様でした。誠に残念ではありますが、ご冥福をお祈り申し上げます。

さて、戦後まもなく植林されたカラマツなどが伐期を迎えつつあります。森林を育てるには百年の計を見こさなければなりません。先人が育てた木がようやく資源となりました。林業サイクルの構築を図りながら、当組合のあるべき姿を模索していきたいと思います。また、喫緊の課題である松くい虫被害対策として、更新伐による樹種転換をすすめていかなければなりません。そして、被害拡大防止に努め、緑の山の再生復元がなされることで治山治水につながっていくこととなります。

現在、森林資源を地域のエネルギーとして循環させる『バイオマスエネルギー事業』として、信州Fパワープロジェクト、及び、エア・ウォーターK.K.安曇野バイオマスエネルギーセンター等とも連携を計りながら共に成長していきたいと思います。当組合も合併11年目を迎え、職員80名と12台の高性能林業機械を所有し造林事業から林産事業へと体制強化を図りながら、土台のしっかりした森林組合の構築をすすめてまいりますので、組合員の皆様のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。そして、経理事務等に関しましては、法令遵守を計り、県及び公認会計士の助言を賜りながら事業を進めてまいります。

まずは寸書略儀ではございますが、新代表理事組合長就任の挨拶とさせていただきます。

訃報

平成30年10月13日、前組合長の中村善行氏が逝去されました。

中村善行前組合長は、平成23年に理事に就任、退任をされた平成30年7月までの6年間、副組合長、組合長を担って頂き、当組合はもとより地域林業の発展のためご尽力を頂きました。

在任中は補助金の不正受給問題が県下森林組合を揺るがす中、対応をされるお姿、職員一人一人にお声かけを頂く心遣い、時に激しい口調の叱咤をいただいたことを思い出します。

職員訓示では、常に現場で働く技能職員への思いを一番にされ、山仕事をされた昔話をされていたお姿が、今でも目に浮かびます。

いただいた御教示を忘れず、組合発展や地域林業の中核として務めることが、故中村善行前組合長へのご供養と肝に銘じ組合運営に努めてまいりたいと思います。

役員名簿
（H31.8月~H32.4月）

組合長(代表理事)	吉田　満男	
副組合長理事	永田　公由	
専務(代表理事)	増田　富重	
理事	菅谷　昭	
〃	小口　利幸	
〃	宮澤　宗弘	
〃	藤澤　泰彦	
〃	本庄　利昭	
〃	中村　武雄	
〃	関森　省吾	
〃	佐藤　紀夫	
〃	芦田　勝弘	
〃	遠藤　宏一	
〃	奥原　勝由	
〃	百瀬　光男	
〃	宮下　光晴	
〃	中田　武光	
〃	飯村　富彦	
〃	深澤　彰良	
代表監事	瀧澤　健夫	
監事	小野　貞雄	
〃	松森　幸一	

『スマート林業タスクフォースNAGANO』に参加しています！

このたび長野県において産官学が一体となり、先進技術の導入による経営の効率化と生産性の向上、需給マッチングによる木材流通の円滑化を図るシステムの構築を目的にした協議会『スマート林業タスクフォースNAGANO』が設立されました。

構成員は信州大学農学部、県・市町村、森林組合等の林業事業体、その他企業など45者となっており、当組合も参画しています。

今年度は森林の詳細情報を活用し、主間伐等の伐採計画にかかる労務の省力化や川下側との情報共有による木材の安定供給の推進を目的とした森林資源解析業務の実証実験を同協議会と協力して行うこととしています。まずは伐採の計画のある施業地を選び出し、ドローン（レンタルにて運用）を現地上空において対象エリアの中を一定の間隔で飛行させます。飛行中は真下に向けて2秒間隔で写真を連続撮影します。その後はデータを持ち帰り、パソコン上で画像処理と解析を行います。これらの作業により、従来現地調査に頼っていた森林の調査の労力を大幅に削減することが期待できます。

実証実験によって効果が確認できれば本格的にドローンを導入し調査業務に活用していきたいと考えています。

ドローン空中撮影中

6月に行われたキックオフ会議の様子

実際の空中撮影画像

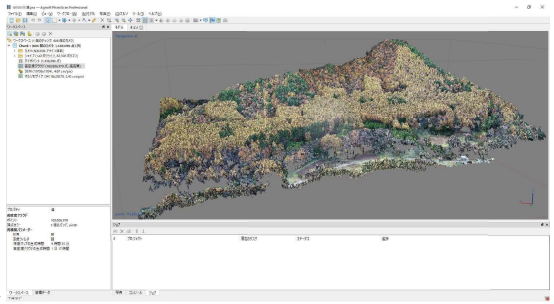
パソコン上で画像処理・解析中
上空からの写真を立体的に合成すると一本一本の木が浮かび上がってきます。

事業課だより『第3期森林づくり県民税を活用した森林整備』

平成30年4月よりスタートした第3期森林づくり県民税を活用した森林整備についてお話します。

長野県は平成20年度から森林税を導入し従来の施策では整備が進みにくかった里山について森林所有者の負担の軽減を図りながら、第2期まで間伐を進めてきました。当組合では新たにスタートした第3期森林税を活用し、間伐を面的に推進することにより、集落周辺の里山等の森林の持っている多面的機能の回復・維持・増進を図り、森林環境の保全を担います。近年局地的な豪雨等が増大し土砂災害や、流木被害等を防ぐ為の森林整備が重要になっています。森林は、樹木の根が張り巡らされることで土砂の崩壊を防止しており、木々の間隔をあける《間伐》によって根の発達が促進され災害に強い森林になります。

間伐をして災害に強い里山を地域で守り・地域で作ろう!!

もし、こんなことが心配なら森林組合にご相談を!!

・手が入らずに放置された森林が心配
・災害に強い森林づくりを地域ぐるみで進めたい。
・手入れ不足の河川沿いの森林が心配

防災・減災の為の森林整備

事業の実施基準

①過去に補助事業を実施していない0.1ha以上の私有林が対象です。

②里山整備協定を松本地域振興局長、山林所有者及び松本広域森林組合長の3者で締結します。

※里山整備協定は10年。作業前に締結を完了。

③作業終了の翌年から10年間は山林以外には転用はできません。

④この他にも事業の採択要件が必要な場合があります。

森林経営管理制度(森林経営管理法)について

林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図る、新たな制度が始まります。

平成30年5月25日、新たな法律である「森林経営管理法」が可決され、成立しました。
平成31年4月1日に施行され、「新たな森林管理システム」がスタートします。

経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し担い手を探します

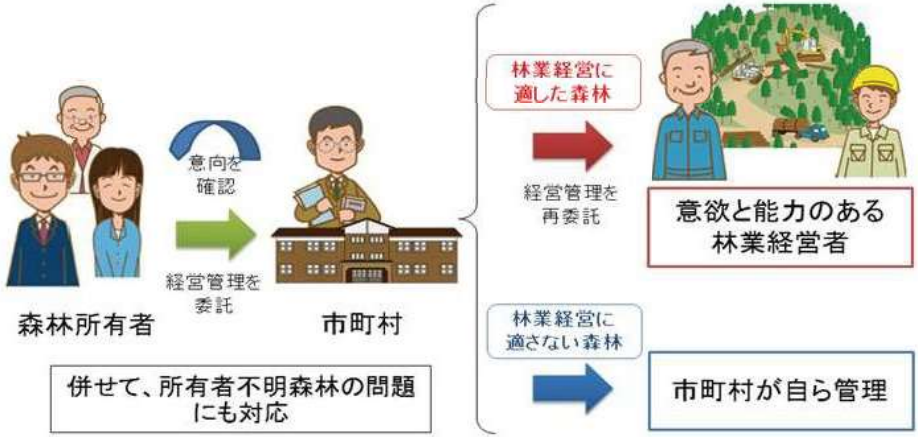

森林経営管理法（新たな森林管理システム）の概要

森林経営管理法（新たな森林管理システム）では、①適切な経営管理が行われていない森林があることを踏まえ、森林所有者に適切な経営管理を行わなければならない責務があることを明確化したうえで、②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合には、森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するための権利（経営管理権）を市町村に設定し、③その上で市町村は、林業経営に適した森林を意欲と能力のある林業経営者に再委託し、伐採等を実施するための権利（経営管理実施権）を設定する。④林業経営に適さない森林や意欲と能力のある林業経営者に委ねるまでの森林においては、市町村自らが経営管理を行うものです。あわせて、所有者が不明で手入れ不足となっている森林の場合にも市町村に経営管理権を設定し、経営管理を確保するための特例を措置しています。

森林組合としては

①市町村との情報交換を密にし、「意欲ある認定事業体として組合員メリットを優先に積極的に取り組みます。

②従来の「森林経営計画」作成による、補助事業を導入した森林整備も継続して取り組みをいたします。

③まだまだ不透明な部分がありますが、ホームページを通じ情報提供いたします。

第1回事業委員会を開催しました!!

本年度の理事による事業委員会を筑南支所において11月20日に開催しました。

委員会の実施内容は、新築移転をした筑南支所の運用状況、併設されている信州woodステーション塩尻の運営状況、木材流通で今後、増大するであろう「木質燃料」としての木材供給について、事務局より説明をし、施設の視察を行いました。

併せて、前号に掲載いたしました、農林中央金庫より助成をうけて実施をしている森林整備事業地の実施状況を筑南支所長より説明を受けながら、現地の実施状況の確認を行いました。